

利益率（ハ－①・ハ－②）

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ハ)の規定による認定申請について

【対象要件】

- 1 申請する方が、法人事業者の場合は本店登記の所在地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が行田市であること。
- 2 申請者が法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業（以下「指定業種」という）を行う中小企業者であること。
- 3 兼業者の場合、行っている事業がすべて指定業種に属する事業であることが確認できること。
- 4 最近3ヶ月間の売上高営業利益率(注1) が前年同期比で20%以上減少していること。

(注1) 為替相場の変動や人件費等、個社ではどうにもできない外的要因による原材料費や人件費等の増加を受けた利益率が対象となる

【申請に必要な書類】

申 請 に 必 要 な 書 類			個人	法人
1	認定申請書	2通	●	●
2	履歴事項全部証明書（発行日より 3か月以内） 【コピー可】	1通		●
3	代表者、事業所所在地を証明できるもののコピー 【確定申告書等】	1通	●	
4	申請書ハ－①、ハ－②いずれかの添付書類	1通	●	●
5	最近3 ヶ月間の月別の売上等が確認できるもの 【試算表、帳簿類等の写し】	1通	●	●
6	5の期間に対応する前年同期間の月別の売上等が確認できるもの 【試算表、帳簿類等の写し】	1通	●	●
7	営んでいる業種が指定業種と確認できる書類等 （業種別の売上高が分かる書類等(試算表や売上台帳など)	1通	●	●
8	利益率要件が確認できる税理士等の署名がある試算表	1通	●	●
9	許認可証等のコピー【許認可等を必要とする業種の場合】	1通	●	●
10	委任状(任意様式) 【金融機関等の方が代理申請する場合】	1通	●	●

(注)試算表、帳簿類等の写しについては、事業所名の記載の無いものは不可。

また、該当する売上等の数値部分をマーカー等で色を付けること。

※認定書の有効期間は、認定書の発効日から起算して30日です。

※本認定により必ずしも融資が受けられるものではなく、融資の決定は金融機関及び信用保証協会の審査により行われます。

【お問合せ先】 行田市役所 商工観光課 産業振興担当
《住 所》 行田市本丸2-20
《電 話》 048 (556) 1111 内線5404
《FAX》 048 (553) 5063